

## 第39回

## 法律研究部で活躍する若手に聞く～家族法部 編～

聞き手：新進会員活動委員会委員 藤井 裕子 (62期)

新進会員活動委員会による若手会員へのインタビューは、2012年2月号から「法律研究部で活躍する若手に聞く」シリーズを開始しました。先回の会社法部に続き、今回は、家族法部に所属する山本さやか会員（63期）にお話を伺いました。

### — 家族法部の活動内容等を教えてください。

**山本：**家族法部では、端的に言いますと、民法の家族法分野の中で、特に親族法に関する実体法や手続法、その運用等をテーマにした研究・発表を行っています。家族法部の所属人数は、2012年4月現在117名です。

### — 家族法部の中で定例会や勉強会などがあれば内容を教えてください。

**山本：**家族法部では、毎月1回、テーマを決めて、研究・発表を行う定例会を開催しています。最近の定例会では、離婚に絡んだ財産分与や年金分割が議論されました。

また、家族法部では、新しい議論として、今年4月施行の民法改正の内容や、家事審判法が改正されてできる家事事件手続法の内容を検討しています。

このように、改正法の具体的内容の検討をするほか、家事事件手続法施行前に先駆けて東京家庭裁判所が行っている同法に準じた運用の実態報告等がなされたりもしており、実務の現状を知ることできます。

### — 定例会はどのような時間帯に開催されて、どのような方が出席されていますか。

**山本：**定例会は、午後6時から、大体1時間半から2時間くらいの間で、弁護士会館で開かれます。

定例会では、まず1時間くらいを使い、担当者からテ

ーマの研究・発表がなされます。その後、30分から1時間くらいをかけて、質疑・応答がなされます。

この質疑・応答は、非常に活発になされています。質疑・応答は、研究・発表がなされたテーマに関することが大半ですが、関連が薄い事項でも、家族法部会の弁護士に、この機会を使って、色々な意見を聞くことができます。

定例会の発表の後に、質疑・応答の時間があることで、議論がとても深まります。

定例会には、色々な期の弁護士が出席しておられますが、特に55期後半からの若手や、家族法に造詣が深いベテランの方が多いように思います。

定例会に出席する弁護士の構成としては、男性も女性もいますが、男女比でいえば、どちらかと言うと女性の方が多い印象です。新しい期の弁護士でも女性の方が多いです。

定例会で発表される弁護士は、基本的には、家族法部に入っている方ですが、外部の弁護士を講師として招くこともあります。

定例会で発表される方の選任は、部長が決定しているようです。

### — 定例会で印象に残っているテーマがあれば、教えてください。

**山本：**定例会で、私が印象に残っているテーマは、親権者の指定を争う当事者が取り得る方法、家事事件手続

法、平成23年民法改正、財産分与に伴う諸問題、年金分割などです。

特に、平成23年民法改正は、実務にも影響を及ぼすので、とても印象に残っています。

この改正された民法は、今年の4月1日から施行されました。大まかに今回の改正内容を紹介しますと、今回の改正では、児童虐待防止や児童の権利利益を守る観点から改正がなされています。

新たに親権停止制度が創設され、子の親族及び検察官のほか、子本人、未成年後見人や未成年後見監督人も、家庭裁判所に対して、親権喪失等の審判の申立ができるようになりました。

また、今まで条文上明示されていなかった面会交流や養育費の分担についても明示されることとなりました。協議離婚をする場合には、夫婦間で面会交流や養育費の分担の取り決めをするよう促しています。このため、現在の離婚届では、面会交流や養育費の分担の取り決めをしたかどうかの記入欄が新たに設けられています。

さらに、面会交流や養育費の分担や子の監護に必要な事項を決める場合には、子の利益を最も優先して考慮しなければならないと、条文上明記されました。この理念や趣旨は、きっと多くの調停や審判に生かされ、形になっていくものと期待しています。

——定例部会の魅力を教えてください。

山本：それは何と言っても、家族法に造詣の深いベテランの弁護士からお話や意見を聞けることです。このような機会は、他にはなかなかありません。

——家族法部では、執筆活動はされていますか。

山本：家族法部全体で、執筆活動をするというのは、近

年はあまりないのですが、家族法部に入っている弁護士が有志で本を執筆されていることはあります。

——家族法部へ入部したきっかけを教えてください。

山本：私が入所した法律事務所が、家事事件を比較的多く取り扱っていたことや、事務所の弁護士に家族法部への入部を誘われたことがきっかけで、こちらへ入部しました。

——役に立った等、印象に残っている活動内容はありますか。

山本：定例部会の後に毎回開かれる懇親会です。懇親会では、自分が持っている疑問点について、ベテランの弁護士にざっくばらんに相談に乗ってもらってご意見をいただくこともあり、貴重な機会となっています。

例えば、私の場合は、婚姻期間が短い場合の財産分与について夫婦共有財産が具体的にいくらであるかの認定方法や考え方、また、DVが疑われる事件での面会交流の具体的なあり方について、ベテランの弁護士にご相談申し上げ、ご助言いただいたことを踏まえて対応したところ、成果に結びついたことがありました。

——家族法部に入部を検討している若手会員に向けて、一言お願いします。

山本：家族法の分野は、意外と専門性の高い分野です。つまり、法律を知っているのはもちろんのこと、親族間の事案をうまく解決に導くためには、ノウハウが必要不可欠です。

家族法部では、家族法に関する深い知識が得られるだけでなく、ノウハウを学ぶことができます。また、ベテランの弁護士に気軽に質問もできる絶好の機会です。

是非入部してくださいね。